

若い農業者の皆さん！ 自分の老後自分で守れますか？

若い農業者の方は、
国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」
に加入して安心で豊かな老後を！

若い今こそ
年金
アクション！



ポイント
1

35歳未満で
一定の要件を満たせば
1万円からでも
加入可能

ポイント
3

税制面で
**大きな
優遇措置**

ポイント
2

認定農業者で
青色申告者等には

**国庫補助で
手厚い支援**

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

詳しくは… 農業者年金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



35歳未満で一定の要件を満たせば、1万円からでも加入可能

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められますが、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、1万円から加入することができます。また、保険料額はいつでも見直することができます。

試算表 ～農業者年金の受給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間(令和5年度まで)の運用利回りの平均は、年率3.05%です。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

詳しい年金額
シミュレーションは
こちら➡



認定農業者で青色申告者等には国庫補助で手厚い支援

保険料の 国庫補助

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

①39歳までに加入 ②農業所得が900万円以下 ③認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

政策支援の要件と国庫補助額

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定就農者かつ青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	—	

※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。

※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。

※国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)になります。

※保険料の国庫補助を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の補助は最長で10年間です)

※区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上である必要があります。

税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

●企画調整室

TEL: 03-5919-0371

TEL: 03-5919-0332

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。